

平成30年度二本松市商工関係補助金のご案内



二本松市の各種補助金の募集が開始されました。
持続的経営&販路開拓を目指して活用してみませんか？
詳しくは下記各振興センターまでお問合せください。

① 店舗等施設整備費補助金

初めて利用される方は
優先的に採択されます!!

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「店舗等の改装・改修」や「店舗等と一体となって機能する備品の購入」に対し、その費用の一部を補助します。

【募集期間】平成 30 年 5 月 15 日(火)～6 月 15 日(金)

【対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業等)、娯楽業を営む店舗 (一部対象外となる店舗があります)

【対象経費】市内業者を利用した 10 万円以上の店舗改装費用、備品購入費用

【補助額等】上限 50 万円 (補助対象経費の 1/2 以内)

【留意点】内容審査後 7 月上旬に交付決定されます。交付決定前に支出している経費は対象外です。申請にあたっては事業計画書に係る商工会の所見・押印が必要です。

② 繁盛店づくり支援事業補助金

【菊】に関する商品開発は
別枠を設けています!!

魅力ある店舗づくりに取り組む市内の中小規模の事業者を支援するため、市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」に対し、その費用の一部を補助します。

【募集期間】平成 30 年 5 月 15 日(火)～6 月 15 日(金)

【対象業種】小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業等)、娯楽業を営む店舗 (一部対象外となる店舗があります)

【対象経費】市内の地域資源を活用した新商品開発に要する費用。自社製品等の情報発信に要する費用。自社の経営状況改善に要する費用。

【補助額等】上限 30 万円 (補助対象経費の 1/2 以内)

【留意点】内容審査後 7 月上旬に交付決定されます。交付決定前に支出している経費は対象外です。申請にあたっては事業計画書に係る商工会の所見・押印が必要です。

【取組例】商品ラベル・パッケージ開発、広告宣伝費、ホームページ・ネットショップ開設費。

あだたら商工会

秘密厳守・無料

窓口相談・巡回訪問・専門家派遣

安達振興センター TEL0243-23-5854 FAX0243-22-4438

岩代振興センター TEL0243-55-2241 FAX0243-55-2242

東和振興センター TEL0243-46-2702 FAX0243-46-2729

③展示会等出展支援補助金

市内事業者の新規市場開拓・販路拡大支援のため、展示会や商談会、見本市等に出展する際の経費の一部を補助します。

【募集期間】通年（出展前に申請）

【対象者】市内に事務所・事業所を有し、市税を完納していること。

【補助対象】平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに行われる、二本松市外で行われる展示会や商談会、見本市等への出展(物産展等の即売を主な目的とするものを除く)

【対象経費】展示小間料、出展負担金、展示装飾料、備品使用料、運搬費、旅費

【補助額等】上限 10 万円（補助対象経費の 1/2 以内）

【対象商談会例】

ギフト・ショー秋 2018LIFE×DESIGN(8.29~9.1)

ギフト・ショー秋 2018 (9.4~7)

ビジネスマッチ東北 2018 (11.8)

FOODEX JAPAN2019 (H31.3.5~8)

④事業所等人材育成補助金

市内事業所等における従業員の資質の向上、能力開発、技術力向上等を図るため、研修等の受講に要する経費の一部を補助します。

【募集期間】通年（実施前に申請）

【対象業種】1 年以上市内で事務所・事業所を有し、市税を完納していること等。

【補助対象】平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに行われる、(a) 中小企業基盤整備機構中小企業大学校主催の各種研修 (b)福島県産業振興センター等公益法人主催の各種研修 (c)大学または専門研修機関が実施する各種研修 (d)自ら企画し、講師等を依頼して開催する研修 (e) 市長が適当と認める研修。

【対象経費・補助額等】上記(a)(b)(c)(e)…要する経費(受講料・テキスト代・旅費)の 1/2 以内(1 名あたり上限 10 万円)。

上記(d)…要する経費(講師謝金・会場借上料・テキスト代・旅費)の 1/2 以内(上限 50 万円)。

創業希望の方に
お声掛けください!!

⑤創業支援空き店舗等活用事業補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が市内の空き店舗や空き家、空き事務所に入居する際の改修費および貸借料等に対し、その費用の一部を補助します。

【募集期間】通年（平成 30 年度中に営業を開始すること）

【空き店舗の定義】市内にある過去に店舗、住居、事務所、倉庫であった建物で 1 か月以上利用されていない建物や駐車場で道路に面していること(大規模小売店舗敷地内は除く)。

【創業者の定義】市の住民基本台帳に記録されている者(当年度内に市外から転入する予定の者を含む)または市内に主たる事業所を有する法人等。

【補助対象経費・補助額等】(a)店舗等改修費…上限 200 万円(2/3 以内・交付決定日から営業開始日まで) ・(b)店舗等賃借料…月 10 万円(2/3 以内・営業開始翌月から 1 年間) ・(c)創業者住居賃借料…月 5 万円(2/3 以内・営業開始翌月から 1 年間)

あだたら商工会

秘密厳守・無料

窓口相談・巡回訪問・専門家派遣

安達振興センター TEL0243-23-5854 FAX0243-22-4438

岩代振興センター TEL0243-55-2241 FAX0243-55-2242

東和振興センター TEL0243-46-2702 FAX0243-46-2729